



# 「八雲町長」 「八雲町議会議員」 選挙の投票日です

## 投票に関する事などについて

### 【投票するには】

選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。ただし、選挙人名簿に登録されていても選挙期日の前日(10月16日)までに転出(住所異動)した場合は、投票することができません。選挙人名簿の登録・抹消要件は次のとおりです。

### ～選挙人名簿の登録・抹消要件～

基準日(10月11日)において、町内に引き続き3か月以上住所を有する方で、次の2つの要件を満たした方が選挙人名簿に登録されます。

【年齢要件】平成15年10月18日以前に生まれた方

【住所要件】令和3年7月11日以前に転入届出をされた方

次の方が選挙人名簿から抹消されます。

【抹消要件】令和3年6月16日以前に転出(住所異動)された方

### 【期日前投票をご利用ください】

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期日前投票ができる期間】10月13日(水)～16日(土)までの4日間

【期日前投票ができる場所および時間】

(1)役場2階 第1会議室 午前8時30分～午後8時

※身体の不自由な方や高齢者の方は職員玄関(八雲小学校体育館側)から入り、エレベーターをご利用願います。

(2)熊石総合支所 午前8時30分～午後8時 (3)落部支所 午前8時30分～午後5時

(4)八雲町公民館 午前8時30分～午後6時(※場所を八雲総合病院から変更しています)

### 【不在者投票について】

○不在者投票ができる方

- ・長期出張などで他の市区町村に滞在している方
- ・不在者投票を行うことができる指定施設に入院・入所されている方

※町内の不在者投票を行うことができる指定施設は、以下のとおりです。

八雲総合病院、コミュニティホーム八雲、熊石国保病院、厚生園、くまいし荘、ケアハウスなのはな、ケアハウスひまわり

○不在者投票の請求方法

- ・長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、八雲町選挙管理委員会に投票用紙などの請求手続きを行ってください。(不在者投票を行う場所と時間は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にご確認ください)

- ・不在者投票ができる指定施設に入院・入所されている方は、施設の長に申し出てください。

※不在者投票の請求は、告示日以前でも行えますので、お早めに手続きをお願いします。

### 【お体に障がいを持つ方は、「郵便による不在者投票」ができます】

次の(1)～(3)に該当する方で、郵便による不在者投票をしようとする方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けると、郵便による不在者投票ができます。

(1)身体障害者手帳を持つ方のうち

- ・両下肢、体幹、移動機能に障がいを持つ方で1級または2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいを持つ方で1級または3級の方
- ・免疫の障がい、肝臓に障がいを持つ方で1級～3級までの方

(2)戦傷病者手帳を持ち、上記(1)と同程度の障がいを持つ方

(3)介護保険法による要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方